

土木工事等の受託及び実施に関する達

昭和 45 年 6 月 1 日
陸上自衛隊達第 93—1 号

改正 昭和 52 年 5 月 13 日達第 122—107 号 昭和 52 年 9 月 16 日達第 93—1—1 号
昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—108 号 昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—109 号
昭和 54 年 9 月 20 日達第 122—112 号 昭和 57 年 4 月 30 日達第 122—119 号
平成 7 年 3 月 15 日達第 93—1—2 号 平成 18 年 7 月 26 日達第 122—211 号
平成 19 年 1 月 9 日達第 122—215 号 平成 20 年 7 月 23 日達第 122—228 号
平成 21 年 2 月 3 日達第 122—230 号 平成 23 年 4 月 1 日達第 32—19 号
平成 31 年 4 月 19 日達第 122—302 号 令和元年 6 月 27 日達第 122—303 号
令和 3 年 3 月 15 日達第 122—315 号

土木工事等の受託及び実施に関する訓令（昭和 30 年防衛庁訓令第 16 号）第 10 条の規定に基づき、土木工事等の受託及び実施に関する達（昭和 30 年陸上自衛隊達第 93—1 号）の全部を改正する。

陸上幕僚長 陸将 山田 正雄

土木工事等の受託及び実施に関する達
（目的）

第 1 条 この達は、土木工事等の受託及び実施について必要な細部事項を定めることを目的とする。

（方面総監の統制）

第 2 条 方面総監は、その方面区内の受託者に対し、通常各事業別に地域を配当し、又は必要に応じ事業の規模を限定する等により土木工事等の受託及び実施を統制するものとする。

（申出書類の受付）

第 3 条 自衛隊地方協力本部長又は駐屯地司令は、申出者から自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号。以下「施行令」という。）第 123 条の規定による申出の書類を受け付けたときは、方面総監の定めるところにより、受託者に送付するものとする。

（受託の手続）

第 4 条 方面総監は、土木工事等の受託及び実施に関する訓令（昭和 30 年防衛庁訓令第 16 号。以下「訓令」という。）第 3 条第 3 項の規定による受託計画を、各四半期の始まる 30 日前までに（やむを得ない場合にあってはその都度。）陸上幕僚長に 1 部（案内図を 2 部添付）提出するものとする。

2 訓令第 3 条第 10 項の規定による方面区外の陸上自衛隊の部隊等又は他の自衛隊の部隊等の支援を必要とするときは、支援申請書（別紙第 1）1 部を前項に準じて陸上幕僚長に提出するものとする。

(方面区内の部隊等の支援(配属)手続)

第5条 訓令第2条第1項各号に掲げる防衛大臣直轄部隊等の長が土木工事等を受託する場合において、方面区内の他の部隊等の支援を必要とするときは、訓令第3条第1項に規定する申出書類の提出に際してその旨当該方面区を管轄する方面総監に要請するものとする。

2 前項の要請を受けた方面総監は、他の防衛大臣直轄部隊等の支援を必要とする場合には、当該防衛大臣直轄部隊等の長とその能否について協議するものとする。

3 方面総監は、方面区内の受託者が土木工事等を受託する場合において、隷下の部隊等と防衛大臣直轄部隊等との間又は方面区内の防衛大臣直轄部隊等相互の間における部隊等の配属を必要とするときは、関係の防衛大臣直轄部隊等の長と協議の上、配属申請書(別紙第1)1部を前条第2項に準じて陸上幕僚長に提出するものとする。

(協定)

第6条 訓令第3条第9項の規定による土木工事等の受託に関する協定の内容には、次の各号に掲げる事項を含めるものとする。

(1) 工事等の実施範囲

(2) 工事等の実施期間及び天候、災害その他不測の理由により期間を延長又は短縮する場合の処置

(3) 申出者の負担する経費の基準

(4) 申出者から貸与を受ける器材の概要

(5) 申出者から提供を受ける宿泊施設の概要

(6) 工事等の実施に付随して発生する対外問題の処理責任

(7) 施行令第125条の規定による受託の取消し又は実施の中止の場合の処置

(費用の負担方法等)

第7条 土木工事等の実施に必要な費用の負担方法等については、施行令第124条及び訓令第4条によるほか、次の各号によるものとする。

(1) 旅費

ア 旅行命令簿等及び旅行命令の発令手続

陸上自衛隊旅費取扱規則(陸上自衛隊達第16—7号。以下「旅費取扱規則」という。)第6条及び第7条の規定を準用する。この場合において、第7条の「資金前渡官吏」とあるのは「申出者」と読み替えるものとする。

イ 旅費の計算

国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)、国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)及び防衛省所管旅費取扱規則(平成18年防衛庁訓令第109号)に定める支給基準により計算し、資金前渡官吏の確認を受けるものとする。

ただし、作業に従事する隊員の現地滞在間の日当は、滞在日数が通算15日を超えた場合においては、その超えた日数を対象として防衛省所管旅費

取扱規則第13条に規定する日額旅費により計算するものとする。この場合、隊員が公私にかかわらず一時的に滞在地を離れたときは、滞在日数から除くものとする。

ウ 旅費の請求手続

旅費取扱規則第11条第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、「資金前渡官吏」とあるのは「申出者」と読み替え、旅費請求書の一部を控えとして保管するとともに、滞在間の日当を請求するときは、この号オに規定する出勤簿を添付するものとする。

エ 旅費の受領

隊員は、申出者から直接旅費を受領するものとする。

オ 出勤簿の整備

受託者から土木工事等の実施を命ぜられた部隊等の長（以下「実施部隊の長」という。）は、陸上自衛官出勤簿整備規則（陸上自衛隊達第24—3号）第2条第1項に規定する出勤簿に準じた出勤簿を正副2部整備するものとする。

(2) 爆薬等消耗品

爆薬、火具類、さく岩機の刃先等の消耗品（陸上自衛隊補給管理規則（陸上自衛隊達第71—5号）第17条第2項の規定による消耗品をいう。）は、訓令第4条第1項第6号に規定する諸資材と同様に取り扱うものとする。

(3) 輸送費等

輸送費、通信費及び光熱水料等は申出者から直接関係機関等に支払わせるものとする。

(4) 支出要求等

申出者が負担する費用の支出要求（旅費を除く。）及び物品の使用要求は、支出（使用）要求伝票（別紙第2）により、作業隊等の長（以下「作業隊長」という。）が行うものとする。

(5) 確認

作業隊長は、前号の要求に基づき、申出者の支出を確認し、又は物品を使用したときは、支出（使用）確認伝票（別紙第2）を申出者に送付し、かつ、作業終了後（作業途中において作業隊長が交替する場合はその都度。）支出（使用）確認集計表（別紙第3）を申出者に送付するものとする。

(6) 関係書類の保存

実施部隊の長は、土木工事等の受託に関し、申出者が負担する費用についての関係書類を5年間保存するものとする。

（計画の変更に伴う手続）

第8条 土木工事等の受託後において、当該土木工事等の計画の変更により次の各号のいずれかに該当する場合は、その都度理由を付して第4条の規定に準じて手続をとらなければならない。

- (1) 訓令第3条第3項の規定により防衛大臣の承認を必要とする土木工事等について、工事等の規模の増加量が1,000人日（土木工事にあつては15,000人日）以上になる場合
- (2) 訓令第3条第6項の規定に該当する土木工事等について、当該規定による範囲を超える場合
(報告)

第9条 方面総監は、その方面区内の土木工事等の受託及び実施に当たっては、申出及び受託状況報告を各四半期ごとに、訓令別表第3の様式により当該四半期経過後30日以内に陸上幕僚長あて事業別に1部報告するものとする。（施定第4号及び施定第5号）・（輸定第10号及び輸定第11号）・（通電定第1号及び通電定第2号）・（衛定第29号及び衛定第30号）

附 則

この達は、昭和45年6月1日から施行する。

附 則（昭和52年5月13日陸上自衛隊達第122—107号）この達は、昭和52年5月13日から施行する。

附 則（昭和52年9月16日陸上自衛隊達第93—1—1号）この達は、昭和52年10月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—108号）この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—109号）この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和54年9月20日陸上自衛隊達第122—112号）この達は、昭和54年9月20日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号）

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（平成7年3月15日陸上自衛隊達第93—1—2号）

- 1 この達は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成18年7月26日陸上自衛隊達第122—211号）

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則（平成19年1月9日陸上自衛隊達第122—215号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成20年7月23日陸上自衛隊達第122—228号）

この達は、平成20年7月23日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号）
この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日陸上自衛隊達第 32—19 号）
この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 19 日陸上自衛隊達第 122—302 号）
この達は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 27 日陸上自衛隊達第 122—303 号）
この達は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 15 日陸上自衛隊達第 122—315 号）
この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別紙第1 (第4条、第5条関係)

発簡番号

年 月 日

陸上幕僚長 殿

発簡者名

印

支援（配属）申請書

次のように支援（配属）を申請する。

※ 申 出 者	
工 事 等 の 名 称	
※ 工 事 等 の 場 所	
※ 工 事 等 の 内 容	
※ 作 業 期 間	
※ 実 施 部 隊	
※ 訓 練 課 目	
※ 作 業 隊 の 編 成 の 概 要	
支 援 （ 配 属 ） 期 間	
支 援 （ 配 属 ） 部 隊 等	
支 援 （ 配 属 ） 内 容	
支 援 （ 配 属 ） を 必 要 と す る 理 由	
支 援 （ 配 属 ） 部 隊 等 の 長 の 意 見	
※ 工 事 等 の 規 模	
※ 申 出 者 負 担 金 額	
※ 請 負 見 積 金 額	
そ の 他 参 考 意 見	

寸法：日本工業規格 A 4

注：※印は、第4条第1項の規定により受託計画を提出する場合に省略できる。

支出(使用)確認伝票 No.								
品名	規格	支出(使用)要求				支出(使用)		
		数量	単位	月日	場所	数量	単位	月日
備 考								

支出(使用)要求伝票 No.								
品名	規格	支出(使用)要求				/		
		数量	単位	月日	場所			
						/		
上記費用の支出(物品の使用)を要求します。								
殿 作業隊長								

支出(使用)確認伝票 No.								
品名	規格	/				支出(使用)確認		
						数量	単位	月日
		/						
上記費用の支出(物品の使用)を確認します。								
殿 作業隊長								

注：用紙は日本工業規格A5、3枚1組の複写用つづり込みとする。

支出（使用）確認集計表				
<p style="text-align: center;">殿</p> <p>(工事等名) 実施のため 月 日から 月 日までの間において、 次のように費用の支出（物品の使用）をしたことを確認します。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">作業隊長</p>				
品名	規格	数量(金額)	単価	確認伝票番号